

# 山梨県公報

号外第三十五号

平成十七年

七月十二日

火 曜 日

## 目 次

山梨県市町村合併推進審議会条例……………三

市川三郷町の設置に伴う関係条例の整備に関する条例……………三

甲州市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例……………四

中央市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例……………五

中道町並びに上九一色村大字梯及び古閑の区域を甲府市に編入すること並びに上九一色村大字精進、本栖及び富士ヶ嶺の区域を富士河口湖町に編入することに伴う関係条例の整備に関する条例……………六

小淵沢町を北杜市に編入することに伴う関係条例の整備に関する条例……………八

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例……………八

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例……………一〇

山梨県屋外広告物条例の一部を改正する条例……………一〇

## 条例のあらまし

- 山梨県市町村合併推進審議会条例**(条例第八十号)(市町村課)
- 1 市町村の合併の特例等に関する法律の規定に基づき、山梨県市町村合併推進審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとした。
  - 2 審議会は、委員十人以上で組織することとした。
  - 3 委員の任期は、二年とし、再任することを妨げないこととし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとした。
  - 4 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となることとした。
  - 5 会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ、開くことができないこととした。
  - 6 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとした。
  - 7 審議会は、その所掌事務を処理するため必要があると認めるときは、関係市町村長の出席を求め、意見を聴くことができることとした。

- 8 委員の報酬の額は、日額九千八百円とし、会議のつど支給することとした。
- 9 費用弁償の額及びその支給方法は、附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に規定する委員等の費用弁償の例によることとした。
- 10 その他必要な事項を定めることとした。
- 11 この条例は、公布の日から施行することとし、平成二十二年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。

### 市川三郷町の設置に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第八十一号)(市町村課)

- 1 西八代郡三珠町、市川大門町及び六郷町を廃し、その区域をもって市川三郷町を設置することに伴い、次に掲げる関係条例について規定の整備を行うこととした。
  - (一) 山梨県警察組織条例
  - (二) 山梨県立学校設置条例
  - (三) 山梨県行政機関等の設置に関する条例
  - (四) 山梨県流域下水道の設置に関する条例
  - (五) 山梨県の事務処理の特例に関する条例
  - (六) 山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例
  - (七) 山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例
- 2 この条例は、平成十七年十月一日から施行することとした。

### 甲州市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第八十二号)(市町村課)

- 1 塩山市、東山梨郡勝沼町及び同郡大和村を廃し、その区域をもって甲州市を設置することに伴い、次に掲げる関係条例について規定の整備を行うこととした。
    - (一) 山梨県警察組織条例
    - (二) 山梨県立学校設置条例
    - (三) 山梨県公営企業の設置等に関する条例
    - (四) 山梨県行政機関等の設置に関する条例
    - (五) 山梨県流域下水道の設置に関する条例
    - (六) 山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例
    - (七) 山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例
  - 2 この条例は、平成十七年十一月一日から施行することとした。
- 中央市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第八十三号)(市町村課)**
- 1 中巨摩郡玉穂町、同郡田富町及び東八代郡豊富村を廃し、その区域をもって中央市を設置することに伴い、次に掲げる関係条例について規定の整備等を行うこととした。

<p>(一) 山梨県警察組織条例</p> <p>(二) 山梨県消防学校設置条例</p> <p>(三) 山梨県立防災安全センター設置及び管理条例</p> <p>(四) 山梨県行政機関等の設置に関する条例</p> <p>(五) 山梨県流域下水道の設置に関する条例</p> <p>(六) 山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例</p> <p>(七) 山梨県都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例</p> <p>2 この条例は、平成十八年二月二十日から施行することとした。</p> <p>2 中道町並びに上九一色村大字梯及び古関の区域を甲府市に編入すること並びに上九一色村大字精進、本栖及び富士ヶ嶺の区域を富士河口湖町に編入することに伴う関係条例の整備等に関する条例（条例第八十四号）（市町村課）</p> <p>1 東八代郡中道町及び西八代郡上九一色村を廃し、中道町並びに上九一色村大字梯及び古関の区域を甲府市に、上九一色村大字精進、本栖及び富士ヶ嶺の区域を南都留郡富士河口湖町に編入ことに伴い、次に掲げる関係条例について規定の整備等を行うこととした。</p> <p>(一) 山梨県立甲陽学園設置条例</p> <p>(二) 山梨県建築基準法施行条例</p> <p>(三) 山梨県立考古博物館設置及び管理条例</p> <p>(四) 山梨県行政機関等の設置に関する条例</p> <p>(五) 山梨県流域下水道の設置に関する条例</p> <p>(六) 山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例</p> <p>(七) 山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例</p> <p>(八) 山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例</p> <p>2 この条例は、平成十八年三月一日から施行することとした。</p> <p>2 小淵沢町を北杜市に編入ことに伴う関係条例の整備に関する条例（条例第八十五号）（市町村課）</p> <p>1 北巨摩郡小淵沢町を廃し、その区域を北杜市に編入ことに伴い、次に掲げる関係条例について規定の整備を行うこととした。</p> <p>(一) 山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例（昭和四十三年山梨県条例第二十五号）</p> <p>(二) 山梨県行政機関等の設置に関する条例</p>	<p>(一) 山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例</p> <p>(二) 山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例（平成十七年山梨県条例第五十一号）</p> <p>(三) 山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第八十六号）（警察本部会計課）</p> <p>2 この条例は、平成十八年三月十五日から施行することとした。</p> <p>1 地方公共団体の手数料の標準額に関する政令の一部改正に伴い、道路交通法の一部を改正する法律施行前の準備行為として登録等の申請ができることとされる2の(一)及び(三)から(七)までの手数料を定めることとした。</p> <p>2 次の道路交通法関係手数料を定めることとした。</p> <p>(一) 登録手数料 二万三千元</p> <p>(二) 登録更新手数料 二万三千元</p> <p>(三) 駐車監視員資格者証交付手数料 九千九百円</p> <p>(四) 駐車監視員資格者講習手数料 一万九千円</p> <p>(五) 駐車監視員資格者認定手数料 四千五百円</p> <p>(六) 駐車監視員資格者証書換え交付手数料 二千五百円</p> <p>(七) 駐車監視員資格者証再交付手数料 二千元</p> <p>3 1については平成十七年八月一日から、2については道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。</p> <p>山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（条例第八十七号）（税務課）</p> <p>1 過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、過疎地域内において、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除の対象となる設備について、次のように改めることとした。</p> <p>(一) 新設し、又は増設する期限を平成十九年三月三十一日まで延長することとした。</p> <p>(二) 取得価額の要件を「二千五百万円を超えるもの」から「二千七百万円を超えるもの」へ引き上げることとした。</p> <p>2 この条例は、公布の日から施行し、平成十七年四月一日から適用することとした。</p> <p>山梨県屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第八十八号）（建築指導課）</p> <p>1 西八代郡三珠町、市川大門町及び六郷町を廃し、その区域をもって市川三郷町を設置すること等にかんがみ、合併後の市川三郷町を広告物等の表示又は設置の許可を要する地域とすることとした。</p>
--	--

- 2 次の合併に伴う規定の整備を行うこととした。
- (一) 甲州市の設置  
(二) 中央市の設置  
(三) 中道町及び上九一色村の一部の区域の甲府市への編入  
(四) 小淵沢町の北杜市への編入
- 3 この条例は、平成十七年十月一日から施行することとした。ただし、2(一)については同年十一月一日から、2(二)については平成十八年二月二十日から、2(三)については同年三月一日から、2(四)については同年十五日から施行することとした。

## 条 例

山梨県市町村合併推進審議会条例をここに公布する。  
平成十七年七月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

### 山梨県条例第八十号

山梨県市町村合併推進審議会条例

(趣旨)

**第一条** この条例は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第六十条第三項の規定に基づき、市町村合併推進審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第二条** 法第六十条第一項の審議会その他の合議制の機関として、山梨県市町村合併推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

**第三条** 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

- 一 市町村長
  - 二 市町村の議会の議長
  - 三 学識経験のある者
  - 四 住民
- 3 委員の任期は、二年とし、再任することを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

**第四条** 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。（会議）
- 第五条** 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

**第六条** 審議会は、その所掌事務を処理するため必要があると認めるときは、関係市町村長の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報酬)

**第七条** 委員に支給する報酬の額は、日額九千八百円とする。

2 報酬は、会議のつど支給する。

(費用弁償)

**第八条** 委員が職務のため旅行する場合の費用弁償の額及びその支給方法は、附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十年山梨県条例第七号）に規定する委員等の費用弁償の例による。

(委任)

**第九条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十二年三月三十一日限り、その効力を失う。

市川三郷町の設置に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

### 山梨県条例第八十一号

市川三郷町の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

(山梨県警察組織条例の一部改正)

**第一条** 山梨県警察組織条例（昭和三十七年山梨県条例第五号）の一部を次のように改

正する。

別表山梨県市川警察署の項中「西八代郡市川大門町」を「西八代郡市川三郷町」に、「市川大門町、六郷町、三珠町」を「市川三郷町」に改める。

(山梨県立学校設置条例の一部改正)

**第二条** 山梨県立学校設置条例(昭和三十九年山梨県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「山梨県西八代郡市川大門町」を「山梨県西八代郡市川三郷町」に改める。

(山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部改正)

**第三条** 山梨県行政機関等の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第九項の表農務部の項及び市川建設部の項中「西八代郡市川大門町」を「西

八代郡市川三郷町」に改める。

(山梨県流域下水道の設置に関する条例の一部改正)

**第四条** 山梨県流域下水道の設置に関する条例(昭和六十一年山梨県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表釜無川流域下水道の項中「三珠町 市川大門町」を「市川三郷町」に改

める。

(山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

**第五条** 山梨県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表第五項中「市川大門町」を「市川三郷町」に改める。

(山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

**第六条** 山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例(平成十一年山梨県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の表三の項中「三珠町 市川大門町 六郷町」を「市川三郷町」に改める。

(山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例の一部改正)

**第七条** 山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例(平成十五年山梨県条例第六号)の一部を次のように改正する。

本則の表中「三珠町 市川大門町」を「市川三郷町(旧六郷町の区域を除く。)」に改める。

**附則**

この条例は、平成十七年十月一日から施行する。

甲州市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。  
平成十七年七月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

**山梨県条例第八十二号**

甲州市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

(山梨県警察組織条例の一部改正)

**第一条** 山梨県警察組織条例(昭和三十七年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表山梨県塩山警察署の項を次のように改める。

山梨県塩山警察署	甲州市	甲州市
----------	-----	-----

(山梨県立学校設置条例の一部改正)

**第二条** 山梨県立学校設置条例(昭和三十九年山梨県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「山梨県塩山市」を「山梨県甲州市」に改める。

(山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

**第三条** 山梨県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年山梨県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一一号の表中「塩山市」を「甲州市」に改める。

(山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部改正)

**第四条** 山梨県行政機関等の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表山梨県峡東地域振興局の項中「塩山市」を「甲州市」に改

め、「東山梨郡、」及び「塩山市」を削り、「及び笛吹市」を「、笛吹市及び甲州市」に改め、同条第五項の表山梨県峡東地域振興局の項中「東山梨郡、」及び「塩山市」を削り、「及び笛吹市」を「、笛吹市及び甲州市」に改め、同条第八項の表企画振興部の項及び林務環境部の項中「塩山市」を「甲州市」に改め、同表塩山建設部の項中「塩山市」を「甲州市」に、「東山梨郡、塩山市及び山梨市」を「山梨市及び甲州市」に改める。

第六条の表山梨県中央児童相談所の項中「東山梨郡、」及び「塩山市」を削り、「及び笛吹市」を「、笛吹市及び甲州市」に改める。

第八条の表山梨県日下部保健所の項中「東山梨郡、塩山市及び山梨市」を「山梨市及び甲州市」に改める。



と、第十一条中「及び甲州市」とあるのは、「甲州市及び中央市（平成十八年二月十九日における豊富村の区域に限る。）」と、「中央市」とあるのは「中央市（平成十八年二月十九日における豊富村の区域を除く。）」と読み替えてこれらの規定を適用する。

（山梨県流域下水道の設置に関する条例の一部改正）

**第五条** 山梨県流域下水道の設置に関する条例（昭和六十一年山梨県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表釜無川流域下水道の項中「甲斐市」を「甲斐市 中央市」に、「玉穂町 昭和町 田富町」を「昭和町」に改める。

（山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例の一部改正）

**第六条** 山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例（平成十五年山梨県条例第六号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「中道町 豊富村」を「中央市 中道町」に、「玉穂町 昭和町 田富町」を「昭和町」に改める。

（山梨県都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の一部改正）

**第七条** 山梨県都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例（平成十五年山梨県条例第八号）の一部を次のように改正する。

本則中「甲斐市（旧双葉町の区域を除く。）、玉穂町、昭和町及び田富町」を「甲斐市、中央市及び昭和町」に改める。

**附則**

この条例は、平成十八年二月二十日から施行する。

中道町並びに上九一色村大字梯及び古閑の区域を甲府市に編入すること並びに上九一色村大字精進、本栖及び富士ヶ嶺の区域を富士河口湖町に編入することに伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

**山梨県条例第八十四号**

中道町並びに上九一色村大字梯及び古閑の区域を甲府市に編入すること並びに上九一色村大字精進、本栖及び富士ヶ嶺の区域を富士河口湖町に編入することに伴う関係条例の整備等に関する条例

（山梨県立甲陽学園設置条例の一部改正）

**第一条** 山梨県立甲陽学園設置条例（昭和二十九年山梨県条例第二十四号）の一部を次

のように改正する。

第一条第二項を次のように改める。

2 児童自立支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立甲陽学園

位置 甲府市

（山梨県建築基準法施行条例の一部改正）

**第二条** 山梨県建築基準法施行条例（昭和三十六年山梨県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項及び二の項中「西八代郡上九一色村」を「南都留郡富士河口湖町」に改める。

（山梨県立考古博物館設置及び管理条例の一部改正）

**第三条** 山梨県立考古博物館設置及び管理条例（昭和五十七年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「東八代郡中道町」を「甲府市」に改める。

（山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部改正）

**第四条** 山梨県行政機関等の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項及び第四項を削り、同条第五項の表山梨県峡南地域振興局の項中「上九一色村の精進、本栖及び富士ヶ嶺の区域を除く。」を削り、同表山梨県富士北麓・東部地域振興局の項中「西八代郡のうち上九一色村（精進、本栖及び富士ヶ嶺の区域に限る。）」を削り、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項の表健康福祉部の項中「（公衆衛生に関する事務については、西八代郡のうち上九一色村（精進、本栖及び富士ヶ嶺の区域を除く。）を含む。）」を削り、同条第七項の表健康福祉部の項中「（公衆衛生に関する事務については、西八代郡のうち上九一色村の精進、本栖及び富士ヶ嶺の区域を除く。）」を削り、同表市川建設部の項中「（上九一色村の精進、本栖及び富士ヶ嶺の区域を除く。）」を削り、同条第九項を同条第七項とし、同条第十項を同条第八項とし、同条第十一項の表健康福祉部の項中「（公衆衛生に関する事務については、西八代郡のうち上九一色村の精進、本栖及び富士ヶ嶺の区域を除く。）」を削り、同表吉田林務環境部の項中「並びに西八代郡のうち上九一色村の精進、本栖及び富士ヶ嶺の区域」を削り、同表都留建設部の項中「西八代郡のうち上九一色村（精進、本栖及び富士ヶ嶺の区域に限る。）」及び「を削り、同条第十一項を同条第九項とする。

第八条の表山梨県甲府保健所の項中「西八代郡のうち上九一色村（精進、本栖及び富士ヶ嶺の区域を除く。）」を削り、同表山梨県身延保健所の項中「（上九一色村を除く。）」を削り、同表山梨県吉田保健所の項中「西八代郡上九一色村のうち精進、本栖及び富士ヶ嶺の区域」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附則第九項中「中央市」とあるのは「中央市（平成十八年二月十九日における豊富村の区域を除く。）」と、同条第五項中「を削り、同条第八項」を「同条第六項」に改める。

附則に次の三項を加える。

10 平成十八年三月三十一日までの間における地域振興局、児童相談所、保健所及び家畜保健衛生所の所管区域については、第二条第二項中「甲府市」とあるのは「甲府市（旧中道町及び旧上九一色村の区域を除く。）」と、「山梨市」とあるのは「甲府市（旧中道町の区域に限る。）」、「山梨市」と、「及び南巨摩郡」とあるのは「南巨摩郡、南都留郡のうち富士河口湖町（旧上九一色村の区域に限る。）」及び甲府市（旧上九一色村の区域に限る。）」と、「南都留郡」とあるのは「南都留郡（富士河口湖町（旧上九一色村の区域に限る。）」を除く。）」と、同条第三項の表山梨県東地域振興局の項中「山梨市」とあるのは「甲府市（旧中道町の区域に限る。）」、「山梨市」と、同表山梨県南地域振興局の項中「及び南巨摩郡」とあるのは「南巨摩郡」と、「除く」とあるのは「除く。）」及び甲府市（旧上九一色村の区域に限る。）」と、同条第五項の表健康福祉部の項中「同じ」とあるのは「同じ（公衆衛生に関する事務については、甲府市（旧上九一色村の区域に限る。）」を含む。）」と、同条第六項中「東八代郡」とあるのは「東八代郡、甲府市（旧中道町の区域に限る。）」と、同条第七項の表健康福祉部の項中「同じ」とあるのは「同じ（公衆衛生に関する事務については、南都留郡のうち富士河口湖町（旧上九一色村の区域に限る。）」及び甲府市（旧上九一色村の区域に限る。）」と、同表林務環境部の項中「及び甲府市（旧上九一色村の区域に限る。）」と、同表林務環境部の項中「同じ」とあるのは「同じ（公衆衛生に関する事務については、南都留郡のうち富士河口湖町（旧上九一色村の区域に限る。）」を含む。）」と、同表吉田林務環境部の項中「及び富士吉田市」とあるのは「及び富士吉田市並びに南都留郡のうち富士河口湖町（旧上九一色村の区域に限る。）」と、同表都留建設部の項中「限る」とあるのは「限る。）」及び南都留郡のうち富士河口湖町（旧上九一色村の区域に限る。）」と、第六条中「甲府市」とあるのは「南都留郡のうち富士河口湖町（旧上九一色村の区域に限る。）」、「甲府市」と

「南都留郡」とあるのは「南都留郡（富士河口湖町（旧上九一色村の区域に限る。）」を除く。）」と、第八条中「甲府市」とあるのは「甲府市（旧中道町の区域を除く。）」と、「東八代郡」とあるのは「東八代郡、甲府市（旧中道町の区域に限る。）」と、第十一条中「北都留郡」とあるのは「北都留郡、甲府市（旧中道町及び旧上九一色村の区域に限る。）」と、「甲府市」とあるのは「甲府市（旧中道町及び旧上九一色村の区域を除く。）」と読み替えてこれらの規定を適用する。

11 平成十八年三月三十一日までの間における山梨県南地域振興局、山梨県南地域振興局及び山梨県富士北麓・東部地域振興局における公衆衛生に関する事務に係る所管区域は、前二項において読み替えて適用する第二条第二項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

名称	所管区域
山梨県中地域振興局	中巨摩郡、甲府市（旧中道町の区域を除く。）、南アルプス市、甲斐市及び中央市（平成十八年二月十九日における豊富村の区域を除く。）」
山梨県南地域振興局	西八代郡及び南巨摩郡
山梨県富士北麓・東部地域振興局	南都留郡、北都留郡、富士吉田市、都留市、大月市及び上野原市

12 平成十八年三月三十一日までの間における山梨県南地域振興局及び山梨県富士北麓・東部地域振興局における林政及び環境に関する事務に係る所管区域は、附則第九項及び第十項において読み替えて適用する第二条第二項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

名称	所管区域
山梨県南地域振興局	西八代郡、南巨摩郡及び甲府市（旧上九一色村の区域に限る。）」
山梨県富士北麓・東部地域振興局	南都留郡、北都留郡、富士吉田市、都留市、大月市及び上野原市

（山梨県流域下水道の設置に関する条例の一部改正）

第五条 山梨県流域下水道の設置に関する条例（昭和六十一年山梨県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表峡東流域下水道の項中「山梨市」を「甲府市 山梨市」に改め、「中道町」を削る。

(山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例の一部改正)

第六条 山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例(昭和六十三年山梨県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「上九一色村」を削る。

(山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例の一部改正)

第七条 山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例(平成七年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「西八代郡上九一色村」を「南都留郡富士河口湖町」に改める。

(山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例の一部改正)

第八条 山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例(平成十五年山梨県条例第六号)の一部を次のように改正する。

本則の表中「甲府市」を「甲府市(旧上九一色村の区域を除く。)」に、「中央市中道町」を「中央市」に、「旧勝山村」を「旧上九一色村、旧勝山村」に改める。

附則

この条例は、平成十八年三月一日から施行する。

小淵沢町を北杜市に編入することに伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第八十五号

小淵沢町を北杜市に編入することに伴う関係条例の整備に関する条例

(山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例(昭和四十三年山梨県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び北巨摩郡小淵沢町」を削る。

(山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部改正)

第二条 山梨県行政機関等の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表山梨県北地域振興局の項中「北巨摩郡」を削る。

第六条の表山梨県中央児童相談所の項中「北巨摩郡」を削る。

第八条の表山梨県葎崎保健所の項中「北巨摩郡」を削る。

第十一条の表山梨県西部家畜保健衛生所の項中「北巨摩郡」を削る。

(山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例の一部改正)

第三条 山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例(平成六年山梨県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「北巨摩郡小淵沢町」を「北杜市」に改める。

(山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第四条 山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例(平成十七年山梨県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び北巨摩郡小淵沢町」を削る。

附則

この条例は、平成十八年三月十五日から施行する。

平成十七年七月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第八十六号

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県警察関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項に次の六号を加える。

二十 道路交通法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十号。以下この号から第二十五号までにおいて「改正法」という。)附則第二条の規定により改正法

第三条の規定の施行前においても行うことができることとされる改正法第三条の規定による改正後の法(次号から第二十五号までにおいて「新法」という。)(第五十

一条の八第一項の規定による登録の申請に対する審査を受けようとする者 登録手数料

二十一 改正法附則第二条の規定により改正法第三条の規定の施行前においても行うことができることとされる新法第五十一条の十三第一項の規定による駐車監視員資格者証の交付の申請に対する審査を受けようとする者 駐車監視員資格者証交付手数料

二十二 改正法附則第二条の規定により改正法第三条の規定の施行前においても行うことができることとされる新法第五十一条の十三第一項第一号イの規定による放置

車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習を受けようとする者 駐車



監視員資格者講習手数料

- 二十三 改正法附則第二条の規定により改正法第三条の規定の施行前においても行うことができる」とされる新法第五十一条の十三第一項第一号の規定による認定の申請に対する審査を受けようとする者 駐車監視員資格者認定手数料
  - 二十四 改正法附則第二条の規定により改正法第三条の規定の施行前においても行うことができる」とされる新法第五十一条の十三第一項の規定による駐車監視員資格者証の書換え交付を受けようとする者 駐車監視員資格者証書換え交付手数料
  - 二十五 改正法附則第二条の規定により改正法第三条の規定の施行前においても行うことができる」とされる新法第五十一条の十三第一項の規定による駐車監視員資格者証の再交付を受けようとする者 駐車監視員資格者証再交付手数料
- 別表第六に次のように加える。

二十 登録手数料		二万三千元
二十一 駐車監視員資格者証交付手数料		九千九百元
二十二 駐車監視員資格者講習手数料		一万九千元
二十三 駐車監視員資格者認定手数料		四千五百円
二十四 駐車監視員資格者証書換え交付手数料		二千百円
二十五 駐車監視員資格者証再交付手数料		二千円

第二条 山梨県警察関係手数料条例の一部を次のように改正する。

- 第七条第一項中第二十号から第二十五号までを削り、第十九号を第二十九号とし、第九号から第十八号までを十号ずつ繰り下げ、第八号の三を第十八号とし、第八号の二を第十七号とし、第五号から第八号までを八号ずつ繰り下げ、第四号の二を第十二号とし、第二号から第四号までを七号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の七号を加える。
- 二 法第五十一条の八第一項の規定による登録の申請に対する審査を受けようとする者 登録手数料

- 三 法第五十一条の八第六項の規定による登録の更新の申請に対する審査を受けようとする者 登録更新手数料

- 四 法第五十一条の十三第一項の規定による駐車監視員資格者証の交付の申請に対する審査を受けようとする者 駐車監視員資格者証交付手数料
  - 五 法第五十一条の十三第一項第一号イの規定による放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習を受けようとする者 駐車監視員資格者講習手数料
  - 六 法第五十一条の十三第一項第一号ロの規定による認定の申請に対する審査を受けようとする者 駐車監視員資格者認定手数料
  - 七 法第五十一条の十三第一項の規定による駐車監視員資格者証の書換え交付を受けようとする者 駐車監視員資格者証書換え交付手数料
  - 八 法第五十一条の十三第一項の規定による駐車監視員資格者証の再交付を受けようとする者 駐車監視員資格者証再交付手数料
- 別表第六中二十の項から二十五の項までを削り、十九の項を二十九の項とし、九の項から十八の項までを十項ずつ繰り下げ、八の三の項を十八の項とし、八の二の項を十七の項とし、五の項から八の項までを八項ずつ繰り下げ、四の二の項を十二の項とし、二の項から四の項までを七項ずつ繰り下げ、一の項の次に次のように加える。

二 登録手数料		二万三千元
三 登録更新手数料		二万三千元
四 駐車監視員資格者証交付手数料		九千九百元
五 駐車監視員資格者講習手数料		一万九千元
六 駐車監視員資格者認定手数料		四千五百円
七 駐車監視員資格者証書換え交付手数料		二千百円
八 駐車監視員資格者証再交付手数料		二千円

附則

別表第六備考第一号中、「二の項又は三の項」を、「九の項又は十の項」に改める。

第一条の規定は平成十七年八月一日から、第二条の規定は道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 山梨県条例第八十七号

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例（昭和四十五年山梨県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「平成十七年三月三十一日」を、「平成十九年三月三十一日」に、「二千五百万円」を、「二千七百万円」に改める。

#### 附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成十七年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 新条例第二条第一項の規定は、平成十七年四月一日以後に新設し、又は増設して事業の用に供する設備について適用し、同日前に新設し、又は増設して事業の用に供した設備については、なお従前の例による。

山梨県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 山梨県条例第八十八号

山梨県屋外広告物条例の一部を改正する条例

山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一東山梨郡の項及び東八代郡の項を削り、同表西八代郡の項中「市川大門町」を「市川三郷町」に改め、同表中巨摩郡の項中「玉穂町 昭和町 田富町」を「昭和町」に改め、同表北巨摩郡の項を削る。

#### 附則

この条例は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第一東山梨郡の項及び東八代郡の項を削る改正規定（同表東山梨郡の項に係る部分に限る。） 平成十七年十一月一日

二 別表第一中巨摩郡の項の改正規定 平成十八年二月二十日

三 別表第一東山梨郡の項及び東八代郡の項を削る改正規定（同表東八代郡の項に係る部分に限る。） 平成十八年三月一日

四 別表第一北巨摩郡の項を削る改正規定 平成十八年三月十五日